

四日市市告示第 6 3 4 号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の申請)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を現に受給している者に限る。ただし、8 月から 1 0 月までの間に申請する場合を除く。次号イにおいて同じ。）又は申請者の前年の所得（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号イにおいて同じ。）の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3</p>	<p>(支給の申請)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を現に受給している者に限る。ただし、8 月から 1 0 月までの間に申請する場合を除く。次号イにおいて同じ。）又は申請者の前年の所得（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号イにおいて同じ。）の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3</p>

号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。次号イにおいて同じ。)

ウからオ (略)

(2) 修了支援給付金

ア (略)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。)の状況を証明できるものに限る。)

ウからカ (略)

3 (略)

号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。次号イにおいて同じ。)

ウからオ (略)

(2) 修了支援給付金

ア (略)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。)の状況を証明できるものに限る。)

ウからカ (略)

3 (略)

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)